

移住・子育て住まい支援補助金交付事業

この補助には世帯条件があり、なおかつ住宅取得者である必要があります。なお、取得物件に居住開始後、1年3月以内に申請されたものに限ります。

【補助対象世帯の条件】

① 移住世帯・・・

延岡市外から延岡市に転入し、転入届出日より1年以内に住宅を取得した世帯を指します。取得物件は、新築物件及び中古物件ともに補助対象となります。

※特例として、市内のアパートなどに一度移住し、転入届出日から1年以内に住宅用物件を取得している世帯も移住世帯とみなします。

② 子育て世帯・・・

延岡市内に住民票をおいており、中古住宅取得時点で18歳以下の子どもさんと同居している世帯を指します。取得物件は、中古物件のみ補助対象となります。

※特例として、中古物件を購入した後、未使用又は貸したりしないまま1年以内に建替えた場合も中古物件を購入したものとして取り扱います。

【補助金の算定方法】

基礎額 + **加算額** の合計が、補助金の額となります。

基礎額

(※千円未満切り捨て)

補助対象世帯	取得物件	基礎額
移住世帯	新築物件を取得	工事請負費の1/10又は80万円 のうち低い額
	中古物件を取得	<u>建物取得費用</u> の1/10 又は50万円 のうち低い額
子育て世帯	中古物件を取得 または (特例として、中古物件を購入後、未使用のまま1年以内に建て替えて新築を取得)	<u>建物取得費用</u> の1/10又は20万円 のうち低い額

加算額①：子供加算

18歳以下の子供（※建物を取得した時点で、妊娠していた又は妊娠していたと推定されるときは、その胎児又は胎児であった者も含みます。）1人につき、**10万円**（基礎額との合計の上限 100万円）

加算額②：空き家・空き店舗・跡地バンク利用加算

空き家バンクに登録された建物を取得したとき **20万円**（高齢化区域内に在する物件の取得の場合には30万円）